

「区立幼稚園の用途転換等計画」
(素案)

平成25年8月現在
世田谷区子ども部
世田谷区教育委員会

目次

1.	はじめに	1
2.	計画の策定にあたって	1
3.	用途転換等計画	2
	(1) 幼児教育の充実について	2
	(2) 用途転換施設等について	3
	(3) 運営形態等について	3
	(4) 配慮を必要とする子どもへの支援	5
	(5) 整備手法について	5
	(6) 用途転換移行年次について	6
4.	今後の進め方について	7
資料 1	区立幼稚園の状況	8
資料 2	世田谷区内の幼稚園分布の概要	9

1. はじめに

・世田谷区では、教育ビジョンや子ども計画などに基づき、就学前の子どもの教育・保育の充実に取り組んできた。このような中で、昨年8月に、「子ども・子育て関連3法」が成立し、幼児教育・保育を含む子ども・子育て支援新制度は、平成27年度からの実施に向け、具体的な検討が進められている。また、一方、国においては、平成25年6月に第2期教育振興基本計画を策定したところである。

・この教育振興基本計画においては、基本政策の一つに「幼児教育の充実」を掲げ、その基本的な考え方として、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、幼稚園等における幼児教育の充実を図るため、小学校教育との円滑な接続や預かり保育の充実、教職員の資質向上のための幼稚園、保育園、認定こども園の教職員の合同研修の促進や幼稚園教諭免許と保育士資格の併有などを推進することとしている。

・また、子ども・子育て支援法等に基づく子ども・子育て支援新制度の構築により、質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するため、幼稚園及び保育園から認定こども園への移行を促進することで、幼稚園、保育園、認定こども園を通じた共通の給付（子ども・子育て支援法に基づく「施設型給付」）を制度として創設することとなっている。

・このように、幼児教育・保育を含めた子ども・子育て支援は、大きな転換期を迎えており、その充実に向けて、国においては、子ども・子育て関連3法や第2期教育振興基本計画による政策の推進に取り組むとともに、区においては、新たな基本構想を踏まえた、基本計画、第2次教育ビジョン、第2期子ども計画の検討を進めているところであり、就学前教育（幼児教育）のさらなる充実に向けて、さらに検討を進めるものである。

2. 計画の策定にあたって

・区立幼稚園のあり方については、平成22年12月に「今後の区立幼稚園のあり方について」を取りまとめ、これをもとに、平成24年9月に、国の「子ども・子育て関連3法」や保育サービス待機児の状況などを踏まえ、「(仮称)区立幼稚園に係る具体的方針(案)」を作成し、区議会での議論や区民意見等をいただき、さらに検討を進め、平成25年3月に、「区立幼稚園のあり方に関する基本方針及び用途転換の方向性」を取りまとめたところである。

・この基本方針のもと、用途転換の方向性において示した、用途、運営形態、整備手法、移行年次の基本と用途転換のイメージの内容に、この度、国で策定された第2期教育振興基本計画と、現在、平成27年度からの実施に向け検討

が進められている「子ども・子育て関連3法」に基づく、新たな子ども・子育て支援の具体的制度内容を踏まえるとともに、区において、「子ども・子育て関連3法」に基づき実施する、幼児教育・保育のニーズ調査に基づく「区市町村子ども・子育て支援事業計画」の検討内容等との整合を図りながら、区立幼稚園9園各々の用途転換等計画として取りまとめていくこととする。

・なお、各施設の定数等詳細については、区立幼稚園9園の用途転換等計画に基づき、以降順次作成する各園毎の「用途転換移行計画」において定める。

・また、国においては、子ども・子育て支援法等に基づく子ども・子育て支援新制度の構築により、幼稚園、保育園、認定こども園を通じた共通の給付制度を創設する際に、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減が図られるものとなるよう、幼児教育の無償化への取り組みについて、財源、制度等の問題を総合的に検討しながら進めることとしている。このような動向も把握しながら、必要な対応を図ることとする。

3. 用途転換等計画

(1) 幼児教育の充実について

①幼稚園・保育園等と小学校との連携の推進について

区立小学校と公私立幼稚園、保育園などとの連携を推進し、小学校を視野にいたした就学前教育の充実、就学前教育を踏まえた小学校教育の充実を図り、区立小学校との円滑な接続を推進する。

幼稚園と小学校、保育園等と小学校の連絡会を実施するとともに、小・中学校教員の幼稚園・保育園等での実習研修を実施する。

②幼児教育センターの設置検討について

世田谷区の幼児教育の充実、推進を図るため、幼児教育についての指導事例集を作成するとともに、公私立の幼稚園教諭や保育園の保育士等を対象とする幼児教育研修を実施し、幼児教育の充実にかかわる教諭や保育士等の資質の向上を支援する。

また、世田谷区の幼児教育の充実を図るための研修や研究を担うセンター的な機能をもつ場として「幼児教育センター」の設置を検討する。

「幼児教育センター」には、幼稚園、保育園などにおける就学前教育への支援や、関係職員への研修、保護者等からの多様な相談への対応、関係諸機関との連携など、さまざまな機能が必要であるため、子ども部など区長部局と十分な連携を図るとともに、今後の幼児教育のあり方に関する国の動向を注視しながら、検討を進めていく。

なお、「幼児教育センター」の就学前教育への支援や関係職員への研修など

の一部機能については、(6)に示す「用途転換移行年次について」等を踏まえ、先行して取り組むことも考え、今後、課題等の整理や体制のつくり方などに向けた検討や準備を進めていく。

(2) 用途転換施設等について

用途転換施設については、「用途転換に向けての基本方針」を踏まえ、幼保一体化の推進を基本に、保育サービス待機児の解消にも寄与するため、認定こども園及び教育関連施設等への用途転換を進める。

① 認定こども園

・認定こども園については、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの形態があるが、このたびの法改正により、認可、指導の一本化などの改善を図られる幼保連携型認定こども園への移行を基本とする。

・各園ごとの幼児教育、保育の定員数は、幼稚園の充足率の状況を基本に、保育サービス待機児の状況等も踏まえ検討することとし、区立幼稚園の4・5歳の定員についても考慮し検討する。なお、各園ごとの定数の詳細については、「用途転換移行計画」の中で定める。

・また、認定こども園では、認定こども園に通っていない子どもの家庭を含め、「子育て相談」、「親子の集いの場」などの地域の子ども・子育て支援の充実に取り組む。

② 教育関連施設

・児童数が増加し大規模化する小学校においては、新BOPの施設が手狭になっているところもあり、施設の改築による複合化により整備を進める。

③ その他

・現在の区立幼稚園施設の改築までの間の区立幼稚園の継続及び併せてその間の区立幼稚園での預かり保育の実施拡大に向け取り組む。

(3) 運営形態等について

・区立幼稚園の用途転換後の運営形態については、「用途転換に向けての基本方針」を踏まえ、民営化を基本とするが、区の幼児教育の役割として、幼保一体化の推進をはじめ、「小1プロブレム」に対応した幼保小の連携及び円滑な接続、配慮を必要とする子どもへの対応、地域の子育て支援機能の充実など公私の役割分担や地域特性に配慮するとともに、幼児教育の充実を図るための研修や研究の実践の場が求められることから、以下のとおり区立施設を5とする。

・民営化する施設については、これまで区立幼稚園が取り組んできた教育実

実践と幼児教育の研究や配慮を必要とする子どもたちへのきめ細かな対応などの取り組み等を今後の用途転換に活かす観点から、この度「子ども・子育て関連3法」で創設された「公私連携幼保連携型認定こども園」への移行を検討する。また、就学前教育の充実の観点から、小1プロブレムへの対応など幼保小の連携をさらに推進するため、教育委員会と「公私連携幼保連携型認定こども園」の連携を図る。

・なお、民営化にあたっては、区立施設の職員の処遇等を含め検討する。また、保育料の設定については、「子ども・子育て関連3法」で示される「公定価格」などをみて、別途判断する。

※公私連携幼保連携型認定こども園

幼児教育や保育需要に効率的に対応するためには、民間法人の活力を積極的に活用することが有効であり、区市町村が幼保連携型認定こども園の整備を進めていく中で、子ども・子育て支援に関する中核的な役割を担う施設を区市町村が関与しつつ、民間法人に運営させようとするケースもあり、こうしたニーズに対応する枠組みとして公私連携幼保連携型認定こども園を設けた。具体的な仕組みは以下のとおり。

1) 区市町村長は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等を照らして適当であると認めるときは、公私連携幼保連携型認定こども園の運営を継続的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの（学校法人及び社会福祉法人に限る。）をその申請により、公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人（以下「公私連携法人」という。）として指定することができる。

2) 区市長村長は、公私連携法人の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする法人と、次に掲げる事項を定めた協定を締結しなければならないとしたこと。

- ・協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
- ・公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等に関する基本的事項
- ・区市町村における必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ・協定の有効期間
- ・協定に違反した場合の措置
- ・その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項（子ども・子育て関連3法の公布についてより）

＜各園の用途及び運営形態について＞

- ・多聞幼稚園 区立認定こども園
- ・松丘幼稚園 区立認定こども園
- ・桜丘幼稚園 私立認定こども園
- ・三島幼稚園 区立認定こども園
- ・中町幼稚園 私立認定こども園
- ・塚戸幼稚園 私立認定こども園
- ・砧幼稚園 区立認定こども園
- ・給田幼稚園 区立認定こども園
- ・八幡山幼稚園 私立認定こども園

※区立認定こども園へ移行する場合については、近隣保育需要を勘案したうえで、既存保育施設の活用や改築複合化による整備手法を検討する。なお、今後の保育サービス待機児の状況によっては、単独の私立認可保育園の整備について検討する。

（４）配慮を必要とする子どもへの支援

- ・区立幼稚園においては、配慮を必要とする子どもたちへの教育について、これまでも一定の役割を果たしてきた。今後用途転換する区立認定こども園においては、これまで培われてきた、配慮を必要とする子どもたちへのきめ細かな対応などの支援のノウハウや教育内容等を活かすとともに、今後とも、これまで取り組んでいる、区立・私立の幼稚園教員や保育士の障害理解や障害のある幼児に対する教育力の向上を目的に実施している専門家による巡回指導等を継続する。
- ・運営形態が公私連携幼保連携型の認定こども園においては、あらかじめ、区市町村長が、公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等に関する基本的事項や運営に関し必要な事項などについて、協定を締結しなければならないとされており、この協定の中で、配慮を必要とする子どもへの支援についても明記する。
- ・教育関連施設等に転換する施設への対応はもとより、私立幼稚園に対する支援策を強化する。

（５）整備手法について

①既存の施設の活用について

- ・整備手法については、一部改修を基本とする。用途転換時に築年数が50年を超える施設については、改築を想定する。

- ・認定こども園への用途転換にあたっては、原則調理室の整備が必要となるが、建築法令や認定こども園の設置基準に合致した施設整備が必要となる。また、施設の有効活用の観点からは、用途地域の範囲内における、施設の増築を行うことも必要である。調理室が増築により整備可能な場合は、増築により対応し、増築ができない場合は、施設の一部改修による教室の転用により整備する。

- ・また、充足率や施設転用のコスト面等から教室の転用が困難で、かつ増築も困難な場合は、改築までの当面の間を区立幼稚園として継続する。

- ・今後、施設の耐用年数等を考慮しながら、コスト面、国の「子ども・子育て関連3法」などの用途転換施設にかかる補助制度の実施内容等を踏まえて、確定していく。

- ・なお、学校改築時における複合化や、国において平成25年4月に示された「待機児童解消対策としての国有地活用について」で情報提供される国有地の活用についても検討を行う。

②施設整備の考え方

- ・認定こども園へのこれまでの教育・保育の継承、充実や施設整備のコスト等の観点から「東京都認定こども園の認定要件に関する条例第7条（施設整備）」に規定する手法について先行自治体の事例を参考にする。

- ・そのうえで、前記の都条例第7条による区立幼稚園と区立保育園の一体的運営方法、教育課程と保育の一元化、組織形態・人員配置など具体的な検討に着手する。

- ・また、区立保育園を廃止し、区立認定こども園として設置する場合、施設の規模や定数などの基本的事項については、保育園再整備方針との整合や新制度下での設置認可の条件である需給関係に十分配慮する。

(6) 用途転換移行年次について

- ・用途転換を実施する区立幼稚園については、現行の区立幼稚園の在籍幼児の卒園後に用途転換を進めることを基本とする。このため、平成28年度より順次、段階的に用途転換を進めることとする。

- ・なお、移行年次については、今後、国の「子ども・子育て関連3法」に基づく、ニーズ調査の結果や区市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて、整備手法、財政支援の仕組み等を含め確定していく。

- ・また、区立認定こども園への移行にあたっては、園児募集停止を伴わない手法の導入も検討する。

4. 今後の進め方について

- ・区立幼稚園の用途転換にあたっては、子ども・子育て支援新制度における幼児教育全体の制度変更の影響が想定されることから、平成25年度末に国が示す予定の政省令や子ども・子育て会議の基準検討部会の検討結果を注視する。
- ・具体的には、平成26年7月には都に提出予定の子ども・子育て支援事業計画の需給量、新たに策定される施設給付費制度の内容や国の示す給付費（公定価格）などが用途転換に影響を及ぼすと考えられる。
- ・区立幼稚園の用途転換においては、一定の保育供給量の増加が見込まれるが、新制度下での用途転換になることから、具体的な定数については、子ども・子育て支援事業計画の需給量を斟酌する必要がある。
- ・こうしたことから、区立幼稚園9園の用途転換等計画については、平成25年度末を目途に策定することとする。

(これまでの取り組みと今後の予定)

- ・平成22年12月 「今後の区立幼稚園のあり方について」を策定
- ・平成24年8月 「子ども・子育て関連3法」成立
- ・平成24年9月 「(仮称)区立幼稚園のあり方に係る具体的方針」(案)の取りまとめ
- ・平成24年度末 「区立幼稚園のあり方に関する基本方針及び用途転換の方向性」についての取りまとめ
- ・平成25年度 区市町村子ども・子育てニーズ調査の実施及び事業計画の検討

(以降想定)

- ・平成25年度末 「区立幼稚園の用途転換等計画」の策定
- ・平成26年9月 該当する園の園児募集停止の事前案内
- ・平成28年度 区立幼稚園の用途転換順次開始

区立幼稚園の状況

地域	園名	創 立 年	築 年 数	土 地 所 有	在園児数（人） 平成25年5月1日 現在			定員 充足 率 （%）	周辺幼児施設数 （半径1km圏内）		保育 サー ビス 待機 児数	備考
					4歳	5歳	計		私立 幼稚園	認可 保育園		
世田谷	多聞	昭和 48年	41 年	区	48	45	93	76.5	4	7	252	
	松丘	昭和 48年	41 年	区	68	68	136	97.1	2	6		
	桜丘	昭和 52年	37 年	区	68	68	136	98.4	2	9		
	(旧) 旭	昭和 50年	39 年	賃 借	—	—	—	—	—	—		私立認定こども園 平成19年度～
	(旧) 下馬	昭和 54年	35 年	区	—	—	—	—	—	—		私立認可保育園 平成12年度～
北沢	(旧) 羽根木	昭和 45年	44 年	区	—	—	—	—	—	—	110	私立認定こども園 平成19年度～
	(旧) 城山	昭和 43年	46 年	区	—	—	—	—	—	—		ほっとスクール城 山 平成7年度～
玉川	中町	昭和 46年	43 年	区	67	67	134	77.4	4	5	259	
	三島	昭和 42年	47 年	区	68	62	130	82.9	3	7		
砧	塚戸	昭和 41年	48 年	区	68	66	134	96.9	2	10	164	
	砧	昭和 48年	41 年	区	68	65	133	91.5	2	3		
烏山	八幡山	昭和 49年	40 年	区	43	44	87	66.3	4	7	99	
	給田	昭和 44年	45 年	区	68	43	111	76.3	1	5		
計	—	—	—	—	566	528	1,094	84.8	24	59	884	

※定員充足率は、直近5年間の平均値

世田谷区内の幼稚園分布の概要

